

今号の主な内容

2面

後期高齢者医療被保険者証の更新

3面

お子さんの成長や発達で悩んだときは相談を

4面

夏休み子ども向けイベント

6面

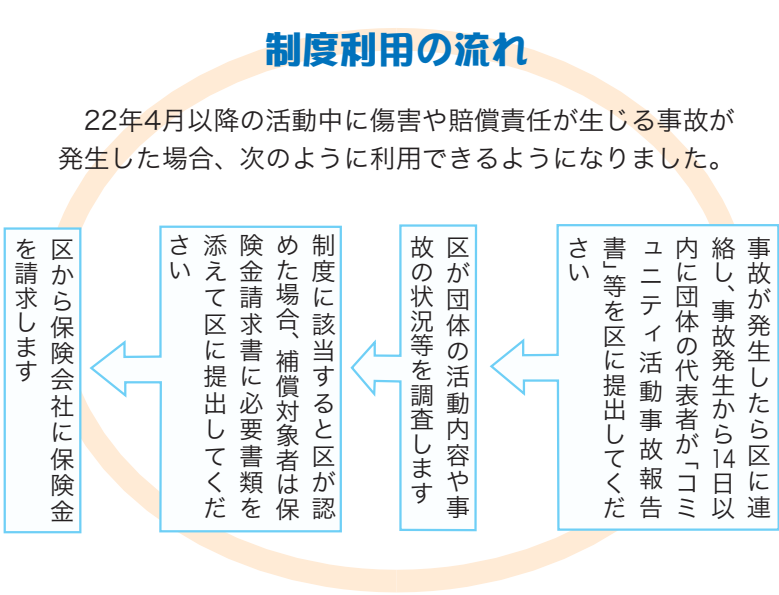
食中毒予防のポイント

8面

しんじゅく安全・安心情報ネットに登録を

8面

みどりの助成制度のご利用を



新宿区を拠点にコミュニティ活動をする皆さんが、安心して町会・自治会の活動やボランティア活動ができるよう、区が保険料を負担し、コミュニティ活動中の事故による損害を補償する制度を4月から開始しました。

原則として事前の登録は不要で、地域の皆さんが自主的に参加する公益性のある活動が対象です。

制度のパンフレットは、生涯学習コミュニティ課・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】生涯学習コミュニティ課生涯学習コミュニティ係（本庁舎1階）☎(5273)4127へ。

地域活動を強力支援

コミュニティ活動

補償制度のご利用を

表1

傷害補償		
	傷害	熱中症・O157等
死亡補償金	500万円	300万円
後遺障害補償金	15万～500万円	9万～300万円
入院補償金	1日3,000円（事故の日から180日以内）	
通院補償金	1日2,000円（事故の日から180日以内で90日を限度）	
手術補償金	入院補償金の日額（3,000円）に手術の種類に応じた倍率（10・20・40倍のいずれか）を乗じた額	

- 補償の対象となる活動の基準
- 次のすべてを満たす活動（原則として区への事前登録は不要）
- 区民の方で構成する地域団体または区内に活動拠点のある地域団体の活動

公共の利益を目的とした自主的な活動

年間を通じて計画的・継続的に行う活動

無報酬のボランティア活動（交通費等の実費は報酬に含まれません）

区内での活動または新宿区民を対象とした区外での活動
- ※コミュニティ活動のすべてを補償する制度ではありません。趣味の活動は対象になりません。公益性のある活動でも、見物人や未就学児（区長が特別に認めた場合を除く）は対象になりません。

表2

賠償責任補償	
身体賠償（対人）	1名につき1億円まで 1事故につき5億円まで
財物賠償（対物）	1事故につき500万円まで
保管者賠償	1事故につき500万円まで

- 補償の種類と金額
- 左表1・2のとおり。
- ◎補償の対象となる活動例
- 町会・自治会活動、地区協議会の活動、防犯・防火・防災活動、清掃活動（事前に生活環境課に「清掃美化活動参加票」の提出が必要。町会・自治会が年間事業計画として行う場合は不要）、リサイクル活動、青少年の指導・育成活動

◎対象外の活動例

会員同士の慰労を目的とした活動（懇親会・慰労会等）

趣味等のスポーツ・レクリエーション活動・文化活動（営利事業者を除き、指導者は補償の対象となります）

政治・宗教・営利を目的とした活動

学校・保育園等の管理下での児童・生徒の活動
-
- Q & A

次のような場合は補償の対象になりますか？

Q1 町会主催の盆踊り大会で、町会に加入していない方が踊っているときに、その方自身が原因で転倒し、けがをした場合は？

A1 踊っているときにけがをした場合は、町会に加入していない方（区民の方以外も含む）も補償の対象です。

Q2 神社のお祭りで、町会のおみこしの担ぎ手に足を踏まれて転倒し、けがをした場合は？

A2 宗教を目的としたお祭りは対象外ですが、町会行事のお祭りは社会習俗化しており、対象です。担ぎ手がけがをした場合は傷害補償、担ぎ手の落ち度で第三者にけがをさせてしまい、指導者等が法律上の損害賠償責任を負うときは、賠償責任補償の対象です。賠償責任補償の相手方には未就学児を含む見物人も含まれます。

Q3 町会・自治会に加入していない方が清掃活動に参加する場合は？

A3 町会・自治会が年間を通じて計画的・継続的に行う活動に参加する場合は対象です。ただし、町会・自治会に加入している方でも、個人的に清掃活動を行った場合は対象になりません。自主的な活動団体が清掃美化活動を行う場合は、事前に「清掃美化活動参加票」を生活環境課（本庁舎7階）に提出していただければ対象になります。
- | 日程 | 会場 | テーマ |
|----------|------------------------|-------------------------|
| 7月14日(水) | 若松地域センター(若松町12—6) | 地球温暖化対策 |
| 7月16日(金) | 牛込算筭地域センター(算筭町15) | 地域緑化と食育～生態系を感じる持続可能な循環～ |
| 7月21日(水) | 落合第二地域センター(中落合4—17—13) | 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり |
| 7月23日(金) | 大久保地域センター(大久保2—12—7) | 災害に強いまちづくり |
| 7月27日(火) | 四谷地域センター(内藤町87) | 災害に強いまちづくり |
| 7月30日(金) | 柏木地域センター(北新宿2—3—7) | 歴史・文化を身近に感じるまちづくり |
- 区長と話そう

しんじゅくトークにご参加を

新宿をより住みよいまちにするため、中山区長が区民の皆さんと直接意見を交換しています。どなたでも自由に参加できます。当日直接、会場においてください。

【日時・会場・テーマ】左表のとおり。時間はいずれも午後7時～9時

【定員】各回50名程度（会場の都合により、定員を超えた場合は入場できない場合があります）

【問合せ】広聴担当課広聴係（本庁舎3階）☎(5273)4065へ。

※全会場で託児があります。ご希望の方は、事前に広聴担当課広聴係へお申し込みください。7月30日(金)は手話通訳を予定しています。
- ★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。